

国民健康保険税

介護分の税率等が変わりました

国民健康保険に加入している40～64歳のかたには、医療分に介護分を加えた国民健康保険税を納めていただいておりますが、国への介護給付費納付金が年々増え、これまでの介護分の税率等では秋田市の介護給付費納付額の確保が難しくなりました。そのため、平成14年度から介護分の税率を下記のとおり改正しましたので、ご理解をお願いいたします。国保税の納税通知書は、7月上旬に世帯主へお送りします。

国保税の税率等(年額)

介護保険分の負担割合は、医療分と同様に「所得割額」「均等割額(1人につき)」「平等割額(1世帯につき)」の3要素から構成されています。

*金額は年額

	介護分(改正前)	介護分(改正後)	医療分(据え置き)
所得割額(税率)	1.1% → 1.27%	1.27%	8.8%
均等割額(1人につき)	4,180円 → 5,470円	5,470円	21,430円
平等割額(1世帯につき)	4,540円 → 4,560円	4,560円	32,810円
課税限度額	70,000円 → 70,000円	70,000円	530,000円

国保税の軽減制度

所得の確定申告などを行っているかたで、前年中の所得が一定額以下の場合、医療分と介護分のそれぞれについて均等割額と平等割額の一部を減額する制度(軽減制度)があります。

軽減割合	国保加入者数	世帯主および加入者の所得合計金額
7割軽減	人数に関わらず	33万円以下
5割軽減	1人(世帯主を除く)	57.5万円以下
	2人(世帯主を除く)	82万円以下
2割軽減	1人	68万円以下
	2人	103万円以下

- 確定申告などが必要でないかたでも、所得の把握が必要になるため、国民健康保険税申告書の提出が必要となります。
- 2割軽減を受けるためには、「2割軽減申請書」の提出が必要です。申請書は、5月下旬以降、該当すると思われる世帯に郵送します。(7割、5割は申請不要)

問い合わせ 国保年金課賦課担当 ☎(866)2099

市の事業に115人を雇用



内容は工業労政課で確認を

市では、今年度から平成16年度まで、雇用を創出するため緊急雇用創出特別事業を行います。今年度中に行う事業は右表のとおり。印の事業が、今後求人を行う事業です。

各事業の求人は、市が委託した事業所が事業実施の約1か月前から八ローワークを通じて行います。事業内容や実施時期など詳しくは、工業労政課 ☎(866)2114へどうぞ。

事業名	新規雇用	事業内容および実施時期
就業支援事業	10人	未就職者を対象としたパソコンおよびホームヘルパー養成講習を秋田テルサで実施。そのための講師などを雇用しました
企業情報データベース拡充事業	20人	事業所を個別訪問し、市の企業情報データベース新規登録を進めます。すでに求人募集は終了しています
※ 松くい虫くん蒸シート撤去事業	6人	くん蒸シートの除去、運搬などの作業を9月から行います
※ 林道側溝清掃事業	3人	6、7月に林道側溝の堆積土砂の撤去、路面の整備作業などを行います
※ 市有林保育間伐事業	3人	6、7月に市有林の保育間伐などを行います
※ 文化財情報公開事業	5人	文化財の情報をデータベース化し、インターネットで公開するための作業を7月から行います
※ スポーツ振興調査事業	10人	スポーツに関する実態調査およびスポーツ振興計画の策定作業を6月から行います
※ 情報学習講座等推進事業	16人	IT講座の開催、情報技術学習などの相談に関わるかたを雇用しました
※ 貴重古文書情報化事業	11人	古文書の一般閲覧用に、CD-ROMの作成作業を10月から行います
※ 明徳館警備事業	2人	開館時間帯の警備を強化するため、警備員を雇用しました
※ 寄贈資料データベース化事業	4人	寄贈図書5,000冊をデータベース化するための作業員を募集しています
※ 水道メーター周辺鉛管調査事業	4人	水道メーター前後に鉛管が使用されている可能性がある給水管を調査する作業員を募集しています
※ 高架水槽調査事業	4人	ビル、マンションなどの高架水槽設置状況などの情報を収集する作業員を募集しています
※ 診療記録管理体制整備事業	6人	市立病院の診療記録を統合し、一元管理をはかるための事務員を増員しました
※ 認定保育施設低年齢児受入拡大事業	11人	保育施設での3歳未満児受入を拡大するため、保育従事者を配置します。3歳未満児を預けたいという需要に応じ、保育従事者を随時募集します

各町内会のみなさんへ

自治活動費、街灯電気料などを助成

市では、町内会の自治活動費や街灯の電気料・維持管理費などに助成しています。

● 町内自治活動助成金

- 町内会の自治活動の振興と運営費の軽減をはかります。
- ・均等割 = 1町内あたり1万5,000円
 - ・世帯割 = 1世帯あたり100円
 - ・施設分 = 町内集会所1施設あたり5,000円

● 街灯電気料助成金

町内会で維持管理している街灯の、4月分の電気料を基準に積算した年間電気料の80%を助成します。

● 灯具交換、補修費助成金

街灯の灯具の交換など維持管理にかかる費用に助成します。

- ・1灯から60灯まで = 1灯あたり800円
- ・61灯以上 = 1灯あたり400円



町内に新しい街灯を設置します

夜間の安全な通行と防犯のため、街灯(水銀灯40ワット)を無料で設置します。数に限り(330灯)がありますので、設置希望箇所を厳選して、町内会や自治会で取りまとめのうえ、お申し込みください。

● 設置条件

設置後の維持管理は、町内会や自治会をお願いします。既設灯具との交換はできません。原則としてすでに電柱があること。ただし、木柱には倒壊などの事故防止のため設置できません。

申し込み方法

これらの事業については、各町内会長あてに5月24日ごろ申請書をお送りします。その用紙に必要事項を記入のうえ、下記の受付場所に提出してください。

受付期間 6月3日(月)から14日(金)まで
受付場所 自治振興課、土崎・新屋支所、各地域センター

問い合わせ 自治振興課 ☎(866)2036